

野辺地小学校改築工事設計業務 技術提案書審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 野辺地町立野辺地小学校改築工事設計業務において、簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）の入札参加者（以下、「入札参加者」という。）から提出された技術提案書を適正かつ公平に審査するため、野辺地小学校改築工事設計業務 技術提案書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 審査基準及び審査方法の決定に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査に関すること。
- (3) 技術提案書審査結果の町長への報告
- (4) 前号に掲げるもののほか、技術提案書の審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 野辺地町教育委員会教育長
- (2) 野辺地町業者指名審査会長

(3) 野辺地町統合小学校新築事業検討委員会委員 → 委員から2名を選出いたします

- (4) 学識経験者又は見識を有する大学教授等
- (5) 学識経験者又は見識を有する建築士等

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から野辺地小学校改築工事設計業務の契約締結の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 **会議は原則非公開とする。**

(守秘義務)

第7条 委員は、**職務上知り得た情報（町又は委員会が公表した情報を除く。）**を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員への報酬及び費用弁償については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、防災管財課及び野辺地町教育委員会 学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、野辺地小学校改築工事設計業務の契約締結の日をもって廃止する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

※実際の審査については、**11月上旬（おそらく11/11～15のうち1日）**に業者の提案

をヒアリングする日を設け、その日に見た内容をもとに採点することとなります。

なお、業者から提出される技術提案は、その会社の設計業務に係るノウハウや実施方針

が記された**知的財産**となりますので、**選出された委員以外には原則非公開**となります。

よって、審査の内容等については、ヒアリングの日以外でお話しすることはできず、**採**

点については選出された委員に一任することとなりますのでご了承ください。

(第8条関係)

報酬及び費用弁償について

委員が会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を支給するものとし、その額については以下のとおりとする。

1 報酬

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 第3条第2項第1号及び第2号の委員 | 町職員のため支給しない |
| ② 第3条第2項第3号及び第5号の委員 | |
| 職務の時間が4時間以内 | 1日につき 2,100円 |
| 職務の時間が8時間以内 | 1日につき 4,200円 |
| ③ 第3条第2項第4号の委員 | 1日につき 20,000円 |

②費用弁償

出席のため要した車賃（バス料金実費相当額）

ただし、招集地等との距離が片道2キロメートル未満の委員を除く。